

## インターネット情報の収集・利用に関する制度化について

納本制度審議会の答申（平成 16 年 12 月）を受けて策定した、インターネット情報の収集・利用に関する制度化方針の概要は次のとおり。

### A（インターネット情報の収集）

- ・ 館長の責務——公用に供するとともに文化財の蓄積及びその利用に資するため、日本国内において発信されたインターネット情報を収集することができることとする。
- ・ 収集の方法——ロボットにより自動収集する。／ 発信者から送信を受ける。
- ・ 自動収集の範囲を、公共性の高い機関のサイト（go,lg 等,ac,ed,or）に限定する。

### B（収集拒否・消去の申出）

- ・ 収集の拒否——著作者・著作権者・発信者は、国立国会図書館による収集を拒否できる。
- ・ 消去の申出——同じく、収集されたインターネット情報の消去を申出ることができる。
- ・ ただし、国の機関等による収集拒否、消去申出は正当な理由がある場合に限る。

### C（収集・保存と著作権）

- ・ 収集——収集のために必要と認められる限度で複製することができることとする。
- ・ 保存——再現保証のために必要と認められる限度で複製することができることとする。

### D（収集したインターネット情報の利用）

- ・ 国立国会図書館の施設内で利用に供する（閲覧・プリントアウト可。ダウンロード不可）。
- ・ インターネットを通じ公衆の利用に供する。

### E（インターネット提供の拒否の申出）

- ・ 著作者・著作権者・発信者は、インターネットを通じた利用提供を拒否できる。
- ・ ただし、国の機関等による拒否は、正当な理由がある場合に限る。

### F（利用提供と著作権）

- ・ Dの方法で利用に供することができることとする（公衆送信、複製）。ただし、Eの拒否の申出があったものについては、インターネット提供に関しこの限りでない。

### G（利用制限）

- ・ 収集したインターネット情報に人権侵害情報等が含まれる場合を想定し、利用制限(注)に関する措置を講ずることとする。

#### (注) 「利用制限措置」

- 利用制限措置の対象——(1) 人権侵害情報 (2) わいせつ物 (3) 児童ポルノ (4) 国の機関等が発信した情報で公開しないものとして取り扱うことを当該機関が決定したもの (5) 著作権を侵害して発信された情報 (6) その他違法性が明白なもの
- 利用制限措置の手続——権利を侵害されたとの申出を受け、利用制限措置の手続（委員会での審査、館長の決裁）を開始。手続を開始した際には、すみやかに利用停止。利用制限措置の決定に当たっては、外部有識者の意見を取り入れつつ判断する。
- 利用制限措置の効果——館内外を問わず、利用提供を行わない。裁判により確定した違法情報は消去する。

# インターネット情報の制度的収集対象(概念図)

日本のウェブ

## 収集方法

### 包括的収集

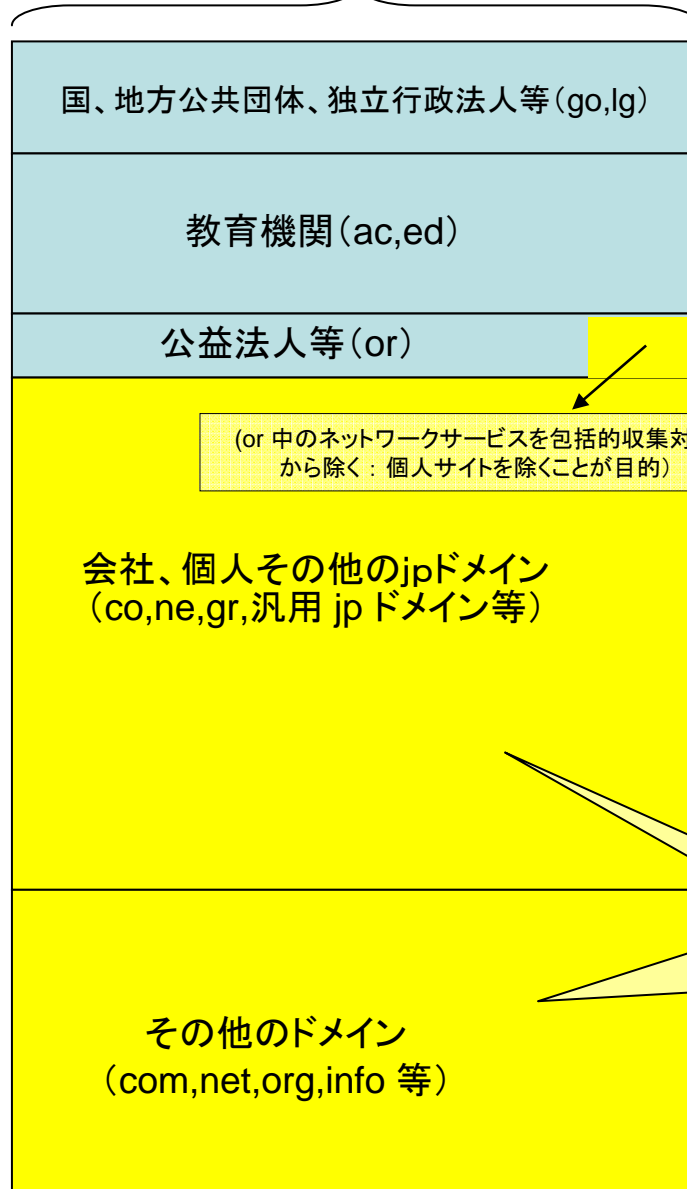
(ドメインを指定して機械的に収集する)

### 選択的収集

(有用なものを個別に収集する)

## 制度的収集の条件

- ・収集方法や時期を事前に公告する。
- ・収集拒否・収集後の消去を認める。
- ・インターネット提供拒否を認める。
- ・利用制限に関する措置を用意する。



## 法規的枠組み

- ★日本のウェブ情報(児童ポルノ、わいせつ、権利侵害等の違法情報を除く)を法律による収集対象とする。
- ★包括的収集範囲については、両院の議院運営委員会の承認を要する規程等で定める。

- 電子雑誌 (会社報、技報等)
- 電子書籍
- イベント等々を含む。

(割合は自動収集可能なデータ量によるイメージ)